**Ⅳ　運賃割増率**

※【運賃料金表様式例】及び【運賃料金適用方例】は、あくまで設定の例示であり、各社で設定する際は必要に応じ、内容を修正等したうえで行ってください。

**（１）長大品割増**

|  |  |
| --- | --- |
| １個の長さが２０メートル以上のもの、  又は幅３．５メートル以上のもの | 貨物の種別Ａの運賃率の６割以上の臨時の約束による。 |

**（２）冬期割増**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　　　　　　　　　　域 | 期　　　間 | 割増率 |
| 北　　海　　道 | 自　１１月１６日  至　 ４ 月１５日 | ２　割 |
| 青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・　福井県・鳥取県・島根県の全県  岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡  福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡  岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡 | 自　１２月 １ 日  至　 ３ 月３１日 |

**（３）休日割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 日曜祝祭日に運送した距離に限る | ２　　割 |

**（４）深夜・早朝割増**

|  |  |
| --- | --- |
| 午後１０時から午前５時までに運送した距離 | ３　　割 |

**Ⅳ　消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く。）**

　　運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

**Ⅴ　運賃料金適用方**

（運賃料金の適用）

1　この運賃料金は専用車両により鋼材を輸送する場合に適用します。

（1）鋼材とは、鋼板（コイルを含む）、条鋼、線材（バーインコイルを含む）、形鋼、

鋼管、銑鉄、半成品をいいます。

（2）専用車両とは、鋼材を輸送するポールトレーラ、トレーラ及び特別の装備を施し

た車両をいいます。

（運賃料金計算の基本）

2　運賃は運賃率表に掲げてある金額又は、これに割増率もしくは割引率を乗じた金額　　　　を運賃率表に掲げてある金額に加減した金額の上下それぞれ１０パーセントの範囲内とします。

　　ただし、運賃率表Ｂ欄及びＣ欄に係る運賃は、Ａ欄に掲げてある運賃のそれぞれ１３０パーセント及び１４５パーセントを最低金額とします。

（2）割増率もしくは割引率が重複して適用されるときは、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。

（3）１トン未満のは数重量に対しては、実重量に運賃率表及び料金表に掲げてある金額を乗算して計算します。

（は数の処理）

3　運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切り捨てます。

　（大径鋼管杭の容積換算）

4　大径鋼管杭を運送する場合は、実重量に次の容積換算係数を乗算して重量を計算します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貨　物　の　外　形 | 係　　　　　　　数 |
| 外径　　600m/m以上　　850m/m未満 | 1.2 |
| 外径　　850m/m以上　1,350m/m未満 | 1.3 |
| 外径　1,350m/m以上 | 1.4以上の臨時の約束による |

（キロ程の計算）

5　運送距離は実車キロ程によるものとし、経路が２途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。荷主の指示により、同一荷主の貨物を２ヶ所以上の場所で積卸する場合の運賃は、積荷の最大となる場合の重量によって、全区間を輸送したものとして計算します。

（待機時間料）

6　車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、１回の運送において２箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

（長大品割増）

7　貨物の長さが２０メートル以上のもの又は幅３．５メートル以上のものは、所定の割増率を適用します。

（冬期割増）

8　運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、当該割増区間の運送距離による運賃に対して、所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

（休日割増）

9　荷主の指示により日曜、祝祭日に行われる運送については、日曜、祝祭日に行われる運送距離による運賃に対して、所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

（深夜・早朝割増）

10　荷主の指示により深夜・早朝割増の適用時間に行われる運送（当該運送のための作業時間及び待機時間を含みます）については、次の式により計算した金額を加算します。ただし、運賃率表Ａ欄に係る運送に限ります。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×０．３

（特別割引）

11　１年以上の契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により継続かつ反復して運送される貨物であって運行効率が著しくよいものについては、１０パーセント以内の割引率を適用することができます。

（貨物の積卸）

12　貨物の積卸は荷主側が行うものとします。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

13　運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

（2）前号により計算した金額に１円未満のは数が生じた場合は、１円単位に四捨五

入します。

（実費負担）

14　荷主の指示による運送にともなう特別の負担（有料道路利用料、自動車航送船利用料、後衛車の費用、助手の費用、運送事業者側の積卸設備を使用して行う積卸作業の費用、その他運送に関連して求められるサービスに対する対価）は実費として収受します。

14-1　荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保

管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯

業務に伴う費用は、実費として収受します。

（適用区域）

15　この運賃及び料金は、一般区域貨物自動車運送事業者が免許を受けた自己の事業区域

内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。

（その他）

16．時間専属契約又は最大積載量１２，０００キログラム未満の車両であってこの運賃及び料金によりがたい場合は、一般貨物自動車運送事業の貸切運賃料金を適用します。

17．この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。